

第2回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年5月8日(金) 15時00分から15時50分

2. 開催場所 コスモスプラザ1階 多目的ホール

3. 出席委員 (19名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康徳	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和2年5月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第6号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第7号 令和2年度春季農作業協定標準賃金について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

前田 政實委員、 矢野 榮委員

7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第2回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。17番 前田委員と18番 矢野委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号6を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。 これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号4を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議 長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和2年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第1号 令和2年5月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第1号 令和2年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
議 長	私から質問ですが、4番は10aあたり35万円ということですが、安くないですか。
12番	買い手の方に話に行ったが、それなら他を探してくれと言われ、本人さんも了承の金額です。
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。
2番	周囲は宅地として転用されており、また、道路より一段低いいため、地上げすることは、問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。

	<p>ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当委員の私から説明をします。</p>
議 長	<p>この方の住所ですが今は朝倉市になっていますが、もともと下高場の人です。特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。</p> <p>ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求め。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号1をご覧ください。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号2をご覧ください。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図8ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号3をご覧ください。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定</p>

事務局	<p>により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在の住居は借家で手狭となっており、また申請者の妻が営んでいる音楽療法の事業効率化の為、申請地に住宅兼事務所を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積184.33㎡を計画しています。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。集落に接続して設置される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当である私から報告をします。</p>
議長	<p>音楽療法などもしてあるので、この場所であれば周りに何もないので音の問題もなく、いいと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、昨年10月に現在の住所に5条の転用許可を受けて自己用住宅を建築しておりますが、転用時に越境して造成したため、今回、始末書を添付しての転用申請となっております。</p> <p>住宅の東側1.57㎡と南側2.35㎡を住宅に敷地として拡張することになります。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、筑前町役場総合支所から500m以内の区域内の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
9 番	令和元年10月に転用許可がでて、家を建ててありますが、その時に業者が境界を間違えてブロックをうってしまっているため、その部分について今回の申請となっております。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書13ページをお開きください。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求めます。
事務局	(番号1を読みあげる) あっせん委員 内藤委員、焼山委員 場所につきましては、別紙の配置図、15ページをご覧ください。 (番号2を読みあげる) あっせん委員 川波委員、北原委員 場所につきましては、別紙の配置図、16ページをご覧ください。 (番号3を読みあげる) あっせん委員 井上会長、山田委員 場所につきましては、別紙の配置図、17ページをご覧ください。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	質問がないようですので採決に移ります。 議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>議案第6号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局から説明をお願いします。</p>																																																
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号 下限面積 別段の面積の設定について 上記について、次のとおり提出する。</p> <p>本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)については、農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定、又は修正の必要性について審議することとなっていることから、令和2年度 筑前町の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案いたします。別表1 榎木・三箇山・黒岩の下限面積 30アール 上記以外の地域 50アール以上、ご提案申しあげます。</p>																																																
議 長	<p>議案第6号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p>																																																
	<p>(質問なし)</p>																																																
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第6号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>																																																
	<p>(全員挙手)</p>																																																
議 長	<p>議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第7号 令和2年度春季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願いします。</p>																																																
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。</p> <p>議案第7号 令和2年度春季農作業協定標準賃金について、本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 令和2年4月24日に開催された福岡県農業会議 朝倉支部総会 及び 春季農作業賃金改定協議で、本年度の春季農作業賃金が改定されたので承認を求める。</p> <p>筑前町春季農作業協定標準賃金表</p> <table border="0"> <tr> <td>作業名</td> <td>機械田植え</td> <td>10アール当たり</td> <td>苗代別で7,600円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>請負田植え</td> <td>10アール当たり</td> <td>苗代込み(20箱)で19,800円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>箱苗</td> <td>1箱当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦刈り</td> <td>フレコン 10アール当たり</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦刈り</td> <td>コンバイン 10アール当たり</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦乾燥</td> <td>コンバイン1袋当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>春田すき</td> <td>10アール当たり</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>荒田すき</td> <td>10アール当たり</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>代かき</td> <td>10アール当たり</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>土壌改良剤散布作業</td> <td>10アール当たり</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>一般農作業</td> <td>1日8時間当たり</td> <td>賄い別で6,728円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>果樹作業</td> <td>1日8時間当たり</td> <td>賄い別で6,728円</td> </tr> </table> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>	作業名	機械田植え	10アール当たり	苗代別で7,600円	同じく	請負田植え	10アール当たり	苗代込み(20箱)で19,800円	同じく	箱苗	1箱当たり	600円	同じく	麦刈り	フレコン 10アール当たり	13,900円	同じく	麦刈り	コンバイン 10アール当たり	14,200円	同じく	麦乾燥	コンバイン1袋当たり	500円	同じく	春田すき	10アール当たり	5,800円	同じく	荒田すき	10アール当たり	8,100円	同じく	代かき	10アール当たり	5,800円	同じく	土壌改良剤散布作業	10アール当たり	1,600円	同じく	一般農作業	1日8時間当たり	賄い別で6,728円	同じく	果樹作業	1日8時間当たり	賄い別で6,728円
作業名	機械田植え	10アール当たり	苗代別で7,600円																																														
同じく	請負田植え	10アール当たり	苗代込み(20箱)で19,800円																																														
同じく	箱苗	1箱当たり	600円																																														
同じく	麦刈り	フレコン 10アール当たり	13,900円																																														
同じく	麦刈り	コンバイン 10アール当たり	14,200円																																														
同じく	麦乾燥	コンバイン1袋当たり	500円																																														
同じく	春田すき	10アール当たり	5,800円																																														
同じく	荒田すき	10アール当たり	8,100円																																														
同じく	代かき	10アール当たり	5,800円																																														
同じく	土壌改良剤散布作業	10アール当たり	1,600円																																														
同じく	一般農作業	1日8時間当たり	賄い別で6,728円																																														
同じく	果樹作業	1日8時間当たり	賄い別で6,728円																																														
議 長	<p>議案第7号 令和2年度春季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p>																																																
3 番	<p>最近、ブーム作業が増えてきていますが、その賃金はこのせないのですか。</p>																																																

議 長	朝倉支部総会でも、話題になることがあります。細かい項目については、そこそこで違っている。ここに出している分は、あくまでも標準のものということになります。
議 長	他に質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第7号に、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	議案第7号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。
会長代理	これもちまして、第2回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	15:50 終了